

「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」 招聘に係る交通費の助成交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が開催する「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」に招聘する学校関係者への交通費助成に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」へ招聘する学校関係者に対し、参加に係る交通費を助成し来場を促進することで、沖縄修学旅行を実施する学習効果や新たなコンテンツの紹介など幅広く情報を発信し、沖縄修学旅行の継続実施学校の定着、新規校の開拓を目的に新たな誘客プロモーションを展開する。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」への参加を目的とする、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 学校関係者
- (2) その他 OCVB が必要と認めたもの

(助成条件)

第4条 助成の対象となる条件は、次のとおりとする。

- (1) 「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」に参加すること。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、原則として「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」の開催日のみとする。

(対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 片道 10,000 円を上限とした交通費とし、条件については、下記のとおりとする。
 - ① 交通機関は、JR、私鉄、地下鉄等の鉄道関連とする。
 - ② 対象区間は、原則学校の最寄り駅から「沖縄修学旅行フェア 2018 in 大阪」会場の最寄り駅までの往復とする。但し、大阪市内からの参加については対象外とする。
 - ③ 原則として移動距離 100km 未満の場合は普通運行料金とし、100km 以上の場合は指定席および特別急行料金を支給する。またグリーン車は対象外とする。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を OCVB に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 修学旅行の実績（過去3年）、行程表など

(3) 鉄道料金がわかる書面

(4) その他 OCVB が必要と認める書類

- 2 申請書(様式第1号)の提出期限は、平成30年12月10日(月)17:00までに提出すること。ただし、予算額を超過した場合は提出期限を前に申請を締め切る。
- 3 申請書(様式第1号)は原本で提出されるものが有効であり、FAXで送信された書類は受け付けない。
- 4 提出書類の内容に変更があった場合は、速やかにOCVBへ報告すること。

(交付の決定)

第8条 OCVBは、前条に規定する申請があった場合は、その内容の審査を行い、助成の可否を決定し、その旨を「沖縄修学旅行フェア2018 in 大阪」交通費助成決定通知書(様式第2号)により当該申請をしたものに通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、前条の規定による決定通知後、申請の取下げがあった場合は、別途理由書を作成し、OCVBに提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。また一度取り下げた案件を、再度申請することは認めない。

(実績報告)

第10条 第8条において、通知を受けたものは速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第3号)

(2) 「沖縄修学旅行フェア2018 in 大阪」に参加したことが分かる画像 ※複数枚

(3) 鉄道を利用したことが確認できる証憑

例：鉄道利用料金の支払いが分かる領収書などの写し

- 2 上記書類は、「沖縄修学旅行フェア2018」主催事務局へ提出すること。
- 3 実施報告書(様式第3号)は原本で提出されるものが有効であり、FAXで送信された書類は受け付けない。

(助成金の支払)

第11条 前条に規定する実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類等の審査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、交通費助成確定通知書(様式第4号)を通知する。

(交付決定の取消)

第12条 OCVBは、次の各号に該当した場合は、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 第10条に掲げる書類を提出しない場合。

(2) 決定内容またはこれに付した条件に違反した場合。

(3) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金が交付された場合。

(4) その他OCVBが適当でないと認めた場合。

(返還命令)

第13条 OCVBは、虚偽の申請その他不正の行為により助成金が交付された場合は、返還を命ずることができる。

(調査)

第14条 OCVBは、必要に応じて助成対象者に対し、当事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合、または、調査した内容と申請内容に違いがみられる場合は、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 その他定められていない事項については、沖縄県とOCVBが協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成30年8月13日から適用する。